

# 第2期鳥取県国民健康保険運営方針

## 【素案（未定稿）：別冊】

資料6「第2期運営方針（素案）」の別冊です。

- ・第1期運営方針での合意事項
- ・本文中の県内市町村の状況を表す表（次回素案を提示します。）

平成30年3月

鳥取県

## 国民健康保険事務の標準化に向けた県と市町村との合意事項

### 1 事務の標準化に向けた経緯

平成30年度からの国民健康保険の新制度の円滑な導入を図るため、平成28年2月10日に県内市町村国民健康保険課長、鳥取県国民健康保険団体連合会事務局長及び鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課長をもって構成する「鳥取県県・市町村国民健康保険連携会議」（以下、「連携会議」という。）を設置した。

さらに個別に事務的な検討を行うため、平成30年度からは市町村代表が幹事を務める「作業部会」を置き、平成30年度制度改革時に検討するとして次に掲げる項目について、連携会議及び作業部会で検討を重ねた。令和元年度以降も引き続き検討していく。

#### 《検討事項》

項番	項目名
1	被保険者証の作成
2	資格管理事務
3	保険給付の支払事務
4	県から鳥取県国民健康保険団体連合会への直接支払い
5	地単公費の償還払の取扱い
6	療養費
7	その他支給に係る支給基準の統一
8	その他支給に係る申請書類の統一
9	医療費通知の統一
10	短期被保険者証・被保険者資格証明書・限度額認定証の取扱い
11	月報関係

### 2 合意事項

#### 項目1 被保険者証の作成

平成30年度からは当面、市町村の現行運用を維持し、現様式に必要項目を追加する改修をそれぞれ行うこととする。

事項	合意内容	開始時期
(1) 更新時期、更新頻度の統一	ア 検認の実施：実施しないものとする。	平成30年度
	イ 有効期限：1年間とする。	
	ウ 再発行の期限の有無：再発行の期限は定めないものとする。	
	エ 一斉更新の方法：世帯単位による簡易書留での郵送とする。	
	オ 滞納判定：世帯主（擬制含む）の滞納とする。	
	カ その他：裏面に臓器提供の意思表示欄を掲載する。	
(1) 更新時期、更新頻度の統一	・高齢受給者証と一体化した被保険者証に統一する。（平成30年12月合意） ・被保険者証の色は紫色とし、年度ごとに変更しない。（令和元年11月合意）	令和2年8月1日
	【引き続き検討事項】 色以外の規格の統一については、その後の運用状況及び市町村におけるシステム標準化の検討状況を踏まえ今後検討する。	
(2) 随時発行の対応方法	随時発行の期限の有無：随時発行の期限は定めないものとする。	平成30年度

項目2 資格管理事務

事項	合意内容	開始時期
(1) 事務の統一化・マニュアル化 (異動情報の運用の統一を含む)	平成29年度内に事務を統一したマニュアルを作成する。	平成30年度
(2) 高額療養費における世帯の継続性の判定基準	国が示した参酌基準 (平成30年3月19日付保国発0319第1号「新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて」厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) に基づき、世帯主に着目して世帯の継続性を判定する運用に統一する。	

項目3 保険給付の支払事務

事項	合意内容	開始時期
(1) 高額療養費	ア 給付額の端数処理：四捨五入とする。	平成30年度
	イ 下限額の設定：下限設定は行わず、全額支給とする。	
	ウ 月遅れレセプト等による追加支給の処理方法：判明月の通常処理と同じ取扱いとする。	
	エ レセプト返戻、所得区分変更等で被保険者へ過払いになった場合の処理方法：原則として返還の請求を行う取扱いとするが、翌月相殺可能な対象があれば相殺を行う。	
	【引き続き検討事項】 多数回該当に係るカウントの考え方	
	【協議の対象外となった事項】 特別医療の窓口償還と高額療養費窓口償還による二重支給を防ぐための処理方法	
(2) 高額介護合算療養費	ア 給付額の端数処理：四捨五入とする。	平成30年度
	イ 下限額の設定：支給基準額 (500円) を下限とする。	
	ウ 月遅れレセプト等による追加支給の処理方法：判明月の通常処理と同じ取扱いとする。	
	エ レセプト返戻、所得区分変更等で被保険者へ過払いになった場合の処理方法：原則として返還の請求を行う取扱いとするが、翌月相殺可能な対象があれば相殺を行う。	
(3) 保険給付の差止	ア 保険給付の差止をする基準 (ア) 滞納期間による基準：滞納期間を1年6ヶ月と設定する。 (イ) 滞納割合による基準：滞納割合を5割以上 (当該年度) と設定する。 (ウ) 納付相談に応じない：納付相談に応じない場合の基準を設定する。 (エ) 資力があるのに納付しない：資力があるのに納付しない場合の基準を設定する。 (オ) 悪質な滞納者と認められる：悪質な滞納者と認められる場合の基準を設定する。 (カ) その他：その他の基準を定めない。	平成30年度

	イ 差止の対象範囲 (ア) 現金給付(療養費等)の差止に関する基準の有無:現金給付(療養費等)に関する基準を設定し、その範囲は滞納額の範囲内とする。 (イ) その他差止対象に関する基準の有無:その他の基準は定め ない。	
	ウ 差止の対象者 (ア) 保険料の滞納につき、「特別な事情」がないと認められる 者を対象に含めている:保険料の滞納につき、「特別な事情」 がないと認められる者を対象に含めることとする。 (イ) 滞納以外の事由による差止の対象者の有無:滞納以外の事 由による差止に関しては、基準に盛り込まない。	
	エ 差止に係る手続き (ア) 被保険者資格証明書の発行との関係 ・被保険者資格証明書を交付し、差止措置を行う。 ・被保険者資格証明書を交付せず、差止を行うことがある。 (イ) 保険料との相殺 相殺し、対象に悪質滞納者を含む。 (ウ) 滞納処分によっても、滞納解消の見込みなし この項目を基準に盛り込む。 (エ) その他 納付額を滞納額への充當に了承を得られた場合を盛り込 む。	
(4) 運用日程の統一	ア 高額療養費の月報の報告時期:処理スケジュール等を統一す る。 イ 高額介護合算療養費の処理方法:本算定を実施し、支給す る。	平成30年度

**項目4 県から鳥取県国民健康保険団体連合会への直接支払い**

事項	合意内容	開始時期
(1) 事務手続、運用 日程の検討	当初、直接払いを行うことで合意していたが、その後、事務の実施方法を検討 した結果、平成30年度は直接払いを行わないこととする。	
(2) 交付金請求、支 払事務の整理	今後、事務の運用状況を確認しながら、直接払いの実施等について改めて検討 する。	

**項目5 地単公費の償還払の取扱い**

事項	合意内容	開始時期
計算方法の統一	計算上発生した償還額は、特別医療助成該当者へは償還せず、 特別医療費へ充當し、県・市町村へ償還する。	平成30年度

**項目6 療養費**

事項	合意内容	開始時期
(1) 給付額の端数処理の有無	1円未満切り捨てとし、全額支給の取扱いとする。	平成30年度
(2) 給付に当たり下限設定の有無	下限なしとする。	
(3) 補装具の縦覧点検の実施の有無	可能な限り縦覧点検を実施するように努めることとする。	
(4) 食事差額調整が発生した場合、被保険者への差額支給の実施の有無	食事差額調整が発生した場合、被保険者へ差額支給を行う取扱いとする。	
(5) 負担区分の変更等による差額支給の実施の有無	差額調整が発生した場合、被保険者へ差額支給を行う取扱いとする。	
(6) 勧奨通知の実施	勧奨通知は行わない取扱いとする。	
(7) 支給決定基準	処理スケジュール等を統一する。	
(8) 支給決定通知書等の様式	【引き続き検討事項】 市町村事務処理標準システムの導入に合わせ引き続き検討する。	

**項目7 その他支給に係る支給基準の統一**

事項	合意内容	開始時期
(1) 葬祭費	ア 給付額の加算：加算額について認めない。	平成30年度
	イ 葬祭費支給の例外の有無：例外の取扱いを行わない。	
	ウ その他：同一死亡で他法の給付を受けることができる場合は、給付しない。	
	【引き続き検討事項】 医療費水準の平準化と合わせ検討する。各市町村で給付額に差はあるが保険給付費等交付金の一部とすることで県内支え合いの仕組みとなるため、医療費水準の平準化を実施に合わせ、給付額の統一を図る。	
(2) 出産育児一時金	ア 給付額：404,000円とする。	平成30年度
	イ 給付額の加算：16,000円を上限とする。 【要件】産科医療補償制度に加入する医療機関の医学的管理下における在胎週数22週に達した以降の出産（死産含む）であること	
	ウ 出産育児一時金支給の例外の有無：例外の取扱いを行わない（滞納者でも全額給付する）。	
	エ その他：同一出産で、他法で給付を受けることができる場合には給付しない。	

**項目8 その他支給に係る申請書類の統一**

平成30年度からは当面、市町村の現行運用を維持し、市町村の次期システム更新等に合わせ完全統一に向けた検討を行う。

事項	合意内容	開始時期
各種様式の統一	【引き続き検討事項】 市町村事務処理標準システムの導入に合わせ引き続き検討する。	

**項目9 医療費通知の統一**

平成30年1月診療分、平成30年4月以降の発送から統一して事務を行う。

事項	合意内容	開始時期
(1) 実施回数	年4回	平成30年度
(2) 通知受診期間	1～3月、4～6月、7～9月、10～12月	
(3) 様式	圧着はがき	
(4) 通知種別	個人	

**項目10 短期被保険者証・被保険者資格証明書・限度額認定証の取扱い**

事項	合意内容	開始時期
(1) 短期被保険者証	<p>ア 滞納判定 保険証更新時に前年度分以前の保険料（税）について滞納があること</p> <p>イ 有効期限 滞納状況および分納誓約の状況により判定</p> <p>ウ 例外措置対象者 18歳以下の被保険者</p> <p>エ 例外措置 6か月以上の有効期限とする。</p> <p>※イ～エについては市町村独自の規定を設けることを妨げない。 【引き続き検討事項】 将来的な統一基準を見据えて引き続き検討</p>	令和2年度
(2) 被保険者資格証明書	<p>ア 交付基準 災害その他の特別の事情がないにもかかわらず、納付期限から1年納付がないもの。</p> <p>イ アの期間を経過していなくても資格証を交付できる場合の基準 納付相談に応じない場合など、滞納状況・負担能力等を勘案し判定</p> <p>【引き続き検討事項】 将来的な統一基準を見据えて引き続き検討</p>	令和2年度
(3) 限度額認定証	引き続き検討する。	
(4) 様式の統一		

**項目11 月報関係**

平成30年6月月報から統一して事務を行う。

事項	合意内容	開始時期
(1) 報告内容の統一	支給決定月と支出負担行為月を同月にする。	平成30年度
(2) 事務要領	国保総合システムを利用し、療養費、高額療養費等の各支給内容をシステムで管理することとし、国保総合システムにおいて作成した月報に必要な追記等を行ったうえで県に提出する。	
(3) システム開発	保険者の月報作成作業を軽減するため、国保連合会が独自システムにおいて月報作成支援機能を開発する。	

### 3 合意までの経緯

#### (1) 検討事項の決定

平成29年3月24日開催の平成28年度第5回県・市町村国民健康保険連携会議において、提案された「項目別の標準化方針(案)」について了承され、平成29年度中に平成30年度以降検討としたものについて協議した。

#### (2) 検討状況

##### ア 県・市町村国民健康保険連携会議

回数	開催日	開催場所	議題
H30 1	平成30年 5月11日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金等の算定に当たり決定すべき方針及び係数等について</li> <li>・地単ワークシートの事務処理標準化について</li> </ul>
H30 2	平成30年 7月23日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金算定方法等について</li> <li>・特別交付金 県繰入金2号分の基準見直しについて</li> <li>・被保険者証等の統一と標準システムの導入について</li> </ul>
H30 3	平成30年 10月1日	鳥取県中部総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金算定方法等について</li> <li>・県保険者努力支援について</li> </ul>
H30 4	平成30年 12月20 日	鳥取県中部総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金仮係数算定の試算状況について</li> <li>・納付金算定に関するスケジュールについて</li> <li>・鳥取県国民健康保険運営協議会資料について</li> </ul>
H30 5	平成31年 3月26日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による不当利得回収について</li> <li>・平成31年度検討課題について</li> </ul>
R1 1	令和元年 7月3日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証の交付基準について</li> <li>・資格証明書の交付基準について</li> </ul>
R1 2	令和元年 8月29日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料平準化の進め方等について</li> <li>・被保険者証の統一について</li> <li>・資格証明書の交付基準について</li> </ul>

##### イ 県・市町村国民健康保険連携会議【作業部会】

回数	開催日	開催場所	議題
H30 1	平成30年 4月19日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知の統一について</li> <li>・高額療養費における世帯の継続性の判定基準について</li> </ul>
H30 2	平成30年 6月26日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費における世帯の継続性の判定基準について</li> <li>・被保険者証等の統一と標準システムの導入について</li> <li>・特別交付金 県繰入金2号分の基準見直しについて</li> </ul>
H30 3	平成30年 8月29日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料水準の統一(31年度納付金算定方法)について</li> <li>・保険者努力支援制度(都道府県分)の取扱いについて</li> <li>・市町村事務処理システムについて</li> </ul>
H30 4	平成30年 11月14 日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地単ワークシート、補助金申請スケジュールについて</li> <li>・保険証の統一時期について</li> </ul>
H30 5	平成31年 2月26日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による給付点検調査について</li> <li>・県による不当利得回収について</li> <li>・平成31年度検討課題について</li> </ul>

R1 1	令和元年 5月22日	はわいアロハホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証の交付基準について</li> <li>・資格証明書の交付基準について</li> <li>・納付金算定に係る計算方法及びスケジュール等提示</li> </ul>
R1 2	令和元年 7月31日	大栄農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金の算定方法等について</li> <li>・被保険者証の統一について</li> <li>・資格証明書の交付基準について</li> </ul>
R1 3	令和元年 11月6日	倉吉市上灘公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の統一について</li> <li>・医療費通知の運用の変更について。</li> </ul>